

医療機関を受診する方へ 高校生等以下の子どもの医療費は無料となります！

西ノ島町では、子育て世帯の経済的負担の軽減と、子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進するため、高校生等以下（18歳到達後最初の3月31日まで）の子どもの医療費を全額助成しています。

※助成対象は、健康保険が適用される医療費に限ります。



対象医療機関

すべての医療機関が対象です。

西ノ島町内の医療機関（隠岐島前病院・浦郷診療所・にしのしま歯科）はもちろんのこと、**町外の医療機関（島根県内・県外）も対象**になります。また、調剤薬局なども対象になります。



受診する時

健康保険証と**子ども医療費受給資格証**を医療機関で提示してください。

島根県内すべての医療機関、島根県外の一部医療機関では、資格証の適用が可能です。

医療機関を受診する場合は、資格証が適用可能かどうかを確認してください。

資格証が適用できなかった場合には、いったん医療機関で医療費を支払い、後日、**次の手続きをすることで、支払った医療費の払い戻しが受けられます。**

乳 子 ども 医 療 費 受 給 資 格 証 (0歳～高校生用)	
公費負担者番号	
記 号 番 号	
氏 名	
住 所	隠岐郡西ノ島町大字
氏 名	
生年月日	年 月 日
住 所	隠岐郡西ノ島町大字
加入保険	
被保険者氏名	
記号番号	
保険者名称	
本人負担	0円
受 給 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
年 月 日	
島根県隠岐郡 西ノ島町長	

資格証が利用できる
県外の医療機関



払い戻し手続方法

西ノ島町役場健康福祉課へ以下のものをご持参ください。

- ① 医療機関で受領した領収証
- ② 助成対象の子どもの健康保険証
- ③ 希望の振込先の預金通帳
- ④ 印鑑

内容を確認し、後日口座に助成額を振込みます。



医療を受けた日から2年以内に申請をしてください！